

1 目的

この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、財政局・税務事務に関する進捗等管理業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

（1）受験資格

ア 過去に業務管理に従事したことのある者

（過去に税務事務の補助業務に従事した経験がある者が望ましい）

イ 地方公務員法第16条各号に該当しない者

（2）選考方法

会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

ア 筆記試験（小論文）

イ 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小、廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

週5日勤務

勤務時間：午前9時00分～午後8時00分までの間で6時間45分勤務（45分の休憩時間含む）

附則

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。